

令和5年度 第3次総合教育プランに関連する教育委員会の事業一覧

事業名	事業目的	取組状況	進捗状況	評価	今後の取組
プラン1 主体的な学びを支える学校教育の充実					
社会科副読本編集事業	地域を理解し郷土への愛着を深める子どもを育てる。	・令和6年4月発行の社会科副読本大改訂版の発行に向けて、修正、更新を行った。 ・新学習指導要領に対応した身近な地域教材の2单元(くらしと地域のうつり変わり、自然災害から人々を守る)を作成した。	○	企画委員、編集委員が作業を進め、新学習指導要領に対応した大改訂版を発行し、副読本として授業に活用することができた。	大改訂版の発行と見直し、改善を継続していく。
外国語指導助手による語学指導事業	児童に外国語でのコミュニケーション能力の素地を育み、生徒の外国語でのコミュニケーション能力の基礎を養う。	・小中学校を19のグループに分け、各グループに1人のALT(外国語指導助手)を担当させ訪問曜日を設定し派遣した。 ・学校の夏季休業中の職員研修にALTを派遣した。	○	退職したALTの後任者の補充ができ、計画どおりの配置を継続したことにより、各学校へALTが定期的に訪問することができた。 ・週1回以上…小学校31校、中学校18校 ・隔週訪問……小学校16校、中学校 4校	現在のALT19人体制を維持しつつ、学校によってALTと接する機会に大きな差異が生じないように、毎週または隔週に1回訪問できるように配置する。
学校司書配置	児童生徒の読書環境を整える。	・8人の学校司書が、それぞれ8～9校を担当し、全ての学校に月2回程度訪問した。 ・各学校の図書館教育担当者と連携して、工夫した読書週間の取組を行った。 ・令和5年度は、安塚中学校・浦川原中学校・大島中学校の統合に伴う大規模な図書移管作業があった。 ・グループワークを11回計画し、図書の廃棄や台帳データ入力等の作業を行った。	○	児童生徒の年間図書貸出冊数は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行の影響もあり、令和4年度から小学校では減少、中学校では同程度に留まった。 R5:学校司書8人 R5:学校図書貸出し平均冊数 小学校67.5冊(R4:75.1冊)中学校4.0 冊(R4:3.9冊)	・令和6年度は、里公小学校・上杉小学校・美守小学校、更に戸野目小学校・諏訪小学校の統合に向け、計画的にグループワークを行う。
小学校教育用コンピュータ設置事業	個別最適な学びや協働的な学びを一体的に充実し、子供が、自ら学びの履歴を振り返りながら主体的に学習する態度を育む。	・端末操作等運用支援業務やネットワーク機器保守などの業務委託を締結し、障害発生時の復旧体制を整えた。 ・機器故障等が発生した場合は修繕等、都度復旧対応を行った。 ・市立小学校の特別教室・特別支援学級に校内ネットワークを整備した。	○	児童1人1台のタブレット端末を含む学校ICT機器の保守管理を行うことで、学習に有効活用できる環境を継続することができた。	・引き続き、学校ICT機器及び校内ネットワークの保守管理を行う必要がある。 ・体育館の校内ネットワーク整備について、学校現場での必要性を確認し、費用対効果を踏まえ導入を検討する。

事業名	事業目的	取組状況	進捗状況	評価	今後の取組
中学校教育用コンピュータ設置事業	個別最適な学びや協働的な学びを一体的に充実し、子供が、自ら学びの履歴を振り返りながら主体的に学習する態度を育む。	・端末操作等運用支援やネットワーク機器保守などの業務委託を締結し、障害発生時の復旧体制を整えた。 ・機器故障等が発生した場合は修繕等、都度復旧対応を行った。	○	生徒1人1台のタブレット端末を含む学校ICT機器の保守管理を行うことで、学習に有効活用できる環境を継続することができた。	・引き続き、学校ICT機器及び校内ネットワークの保守管理を行う必要がある。 ・体育館の校内ネットワーク整備について、学校現場での必要性を確認し、費用対効果を踏まえ導入を検討する。
教員用コンピュータ設置事業	校務DXを推進する。	小学校教職員用コンピュータ、中学校教育用コンピュータの保守管理を実施した。	○	教職員用コンピュータの保守管理を行うことで、授業準備や成績管理といった校務を行える環境を継続することができた。	引き続き教職員用コンピュータの保守管理を行い、校務環境を整備する。
学習情報指導員配置	学校でのICT利活用が円滑に進む。	・学習情報指導員を11人を配置した。 ・4月に学校要請に応じ、要請訪問を行った。 ・5月以降は市立小中学校(69校)及び高田幼稚園を11グループに分けて巡回訪問を行った。	○	必要な学校に学習情報指導員を配置したことにより、学校から要請(主に新年度の各種設定や校支援システムの基本操作研修)を受けた内容について対応することができた。	今後も同程度の要請が見込まれることに加え、国は教育の情報化を推進していることから、現在と同程度の人員配置が必要である。
キャリア・スタート・ウィーク推進事業	望ましい職業観を育む。	キャリア教育の充実を図るため、実行委員会を組織し事業を展開するとともに、市内全ての中学校が職場体験を実施した。	○	市内及び妙高市内の467事業所(R3:290事業所、R4:255事業所)から職場体験の受入れに協力を得られた。	生徒の体験機会の充実に向け、協力事業所の拡充を目指す。
部活動指導員の配置	部活動指導員を配置し、部活動運営の円滑化と生徒の技術力や活動意識の向上に資するとともに、教員の精神的な負担軽減や多忙化解消に寄与する。	13校に17人を配置した。	○	学校のニーズを聞き取りながら、人材を確保し、指導員を必要とする部活動に配置することができた。	引き続き、各学校と連携しながら、外部指導者を部活動指導員に採用することで人材の確保を図る。

事業名	事業目的	取組状況	進捗状況	評価	今後の取組
各種団体補助金	青少年の健全育成に関わる団体に補助金を交付し、活動の活性化を図ることにより、青少年の健全育成を推進する。	(1)上越市小中学校PTA連絡協議会補助金 上越市小中学校PTA連絡協議会が行う事業を支援し、家庭・学校及び単位PTA相互の連携強化と地域の教育力向上を図るため、同協議会に補助金を交付した。 (2)岩内町交流事業補助金 上越市子ども会連絡協議会が行う北海道岩内町児童との姉妹都市交流事業を支援するため、同協議会に補助金を交付した。(4年ぶりに実施) (3)子ども交流活動支援事業補助金 子ども会等が行う異学年交流や地域交流の促進を図り、ひいてはリーダー育成につながる活動を支援するため、申請のあった12団体に補助金を交付した。	○	青少年の健全育成に関わる団体に補助金を交付し、活動の活性化を図ることにより、青少年の健全育成を推進することができた。	引き続き、青少年の健全育成に関わる団体に対して補助金交付を通じた青少年の健全育成と活動の活性化に向けた支援を行う。
プラン2 教育環境の充実					
フリースクール等利用支援補助金	不登校の児童生徒の学校への復帰及び社会的自立を支援する。	・不登校児童生徒の利用者7人に対して、709千円を交付した。 ・前年度途中から利用を開始した児童生徒が、年度当初から利用したことにより、利用日数が増加したため、交付額が増加した。 ・私立高等学校学費助成制度の所得要件緩和と同様に令和6年度から所得要件を緩和した。(緩和した所得要件:推定年収目安 (R5:590万円未満 → R6:910万円未満))	○	・補助金を交付し、不登校児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図ることにより、学ぶ機会の確保につながった。 ・なお、市内の不登校児童生徒が増加しており、学びの機会確保のためフリースクール利用者への支援を適切に行っていく必要がある。	所得要件の緩和や不登校児童生徒の増加により、補助金交付額の増加が予想されるため、適切に予算措置を行い、不登校児童生徒の利用に対し、補助金を交付する。
子育て支援施設等補足給付費	子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園及び国立幼稚園に対し、給食費(副食費)について支給することにより、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する。	子ども・子育て支援新制度の対象外である国立幼稚園に対し、給食費(副食費)を支給した。	○	給食費(副食費)を支給し、対象者となる保護者の経済的負担の軽減を図ることができた。	引き続き、子ども・子育て支援新制度の対象外である国立幼稚園の保護者に対して園を通じて制度の周知を行う。

事業名	事業目的	取組状況	進捗状況	評価	今後の取組
妙高市立総合支援学校高等部協力金	上越市内に在住する障がいのある生徒が、事情により妙高市立にしき特別支援学校高等部に進学することができるように支援を行う。	上越市に在住する生徒が妙高市立にしき特別支援学校高等部に進学できるよう、同校に対し、上越市に在住する生徒3人の負担分を協力金として支払った。	○	協力金の支払いにより、上越市に在住する生徒が妙高市立にしき特別支援学校高等部に進学することができた。	引き続き、上越市に在住する生徒が妙高市立にしき特別支援学校高等部に進学できるよう、協力金の支払いを行う。
スクールバス等運行事業	児童生徒の通学支援のためスクールバスを運行し、遠距離通学する児童生徒の負担解消と安全確保を図る。	下記のとおり、スクールバスの運行を行った。 ・児童生徒の利用料：無料 ・登下校の送迎 ・校外学習等の送迎 ・東頸中学校統廃合に向けたスクールバスの購入	○	スクールバスを運行し、遠距離通学する児童生徒の負担解消と安全確保ができた。	引き続き、安心安全なスクールバスを運行し、遠距離通学する児童生徒の負担解消を図る
小学校就学援助費補助事業	学校教育法に定める援助を行い、保護者の収入状況にかかわらず、等しく平等な教育を受ける機会を保障する。	・1学期開始時は文書により配付し、2・3学期開始時にメールで制度案内を実施した。 ・982人の児童を認定し、就学援助費を支給した。	○	計画どおり周知を行い、経済的理由によって就学が困難と認められる児童の保護者に対し、必要な支援を行うことができた。	引き続き、周知を行い、必要な支援を行う。
小学校通学援助費	遠距離通学を行う児童の通学に係る費用を補助し、保護者負担を軽減する。	下記に該当する児童に対し、補助金及び公共交通機関の定期券を交付した。 (補助金:439人、定期券:245人) ・遠距離通学している児童(居住している町内から学校まで3km以上) ・教育的配慮を理由に校区外通学している児童(自宅から学校まで3km以上) ・市長が特に認める町内から通学している児童(地域の特徴・安全性を観点に決定した学校まで3km以下の町内) ・通級指導教室に通室している児童(所属する学校から通級先の学校まで3km以上)	○	遠距離通学を行う児童の通学に係る費用を補助し、保護者負担を軽減することができた。	引き続き、遠距離通学を行う児童の通学に係る費用を補助し、保護者負担を軽減する。
入学支度金支給事業	新潟県教育委員会が指定する地域に居住する児童の保護者に対して入学支度金を助成し、保護者の経費負担の軽減と教育機会の均衡を図る。	令和5年度は申請がなかった。	○	令和5年度は対象者がおらず、申請がなかった。	対象者に支給できるよう事業を継続する。

事業名	事業目的	取組状況	進捗状況	評価	今後の取組
中学校通学援助費	遠距離通学を行う生徒の通学に係る費用を補助し、保護者負担を軽減する。	下記に該当する生徒に対し、補助金及び公共交通機関の定期券を交付した。 (補助金190人、定期券57人) ・遠距離通学している生徒(居住している町内から学校まで5km以上) ・教育的配慮を理由に校区外通学している生徒(自宅から学校まで5km以上) ・市長が特に認める町内から通学している生徒(地域の特徴・安全性を観点に決定した学校まで5km以下の町内) ・通級指導教室に通室している生徒(所属する学校から通級先の学校まで5km以上)	○	遠距離通学を行う生徒の通学に係る費用を補助し、保護者負担を軽減することができた。	引き続き、遠距離通学を行う生徒の通学に係る費用を補助し、保護者負担を軽減する。
入学支度金支給事業補助金	新潟県教育委員会が指定する地域に居住する児童の保護者に対して入学支度金を助成し、保護者の経費負担の軽減と教育機会の均衡を図る。	令和5年度は申請がなかった。	○	令和5年度は対象者がおらず、申請がなかった。	対象者に支給できるよう事業を継続する
中学校就学援助費補助事業	学校教育法に定める援助を行い、保護者の収入状況にかかわらず、等しく平等な教育を受ける機会を保障する。	・1学期開始時に文書で、2・3学期開始時にメールで制度案内を実施した。 ・544人の生徒を認定し、就学援助費を支給した。	○	計画どおり周知を行い、経済的理由によって就学が困難と認められる児童の保護者に対し必要な支援を行うことができた。	引き続き、周知を行い、必要な支援を行う。
特別支援学校への通学経費の支援	特別支援学校に通学する児童の保護者の通学負担軽減を図る。	下記に該当する児童に対し、補助金及び公共交通機関の定期券を交付した。 ・特別支援学級に在籍する児童(距離条件なし) ・市内在住の児童で、特別支援学校に通学している児童(距離条件なし)	○	特別支援学校及び特別支援学級に在籍する児童の通学に係る費用を補助し、保護者負担を軽減できた。	引き続き、特別支援学校及び特別支援学級に在籍する児童の通学に係る費用を補助し、保護者負担を軽減する。
私立高等学校学費助成補助金	私立高等学校に在学する生徒を持つ保護者の経済的負担を軽減するため学費等に対する助成を行う。	・私立高等学校に在学している生徒の保護者に対し、学費の一部を助成した。 ・令和5年度に推定年収590万円未満の世帯に対する助成限度額について、前年度の18,000円から23,800円へ拡充した。	○	・私立高等学校に在学している生徒の保護者に対して学費の一部を助成し、経済的負担を軽減したことにより、高等学校への入学を支援した。 ・経済的負担による私立高等学校への入学を断念しないよう、更なる支援を検討する必要がある。	私立高等学校への入学を断念しないよう、市の財政状況を踏まえ、令和6年度から令和8年度まで段階的に助成金限度額の拡充をする。

事業名	事業目的	取組状況	進捗状況	評価	今後の取組
私立高等学校運営費補助金	私立高等学校に在学する生徒を持つ保護者の経済的負担を軽減するため学費等に対する助成を行う。	市内私立高等学校の運営に係る費用及び学校が独自に実施する奨学金の一部を助成した。	○	市内私立高等学校への助成により、健全な学校運営や教育環境の向上、保護者の経済的負担の軽減に寄与した。	引き続き、市内私立高等学校の運営に係る費用の一部を助成する。
奨学金貸付事業	経済的な理由により就学が困難な学生・生徒に対して、奨学金を貸付けることにより就学機会の均等を図り、社会に有用な人材の育成に寄与する。	・奨学金の募集を3回(予約募集、在学募集、追加募集)実施し、制度を周知した。 ・滞納者を減少させるため、毎月督促及び催告を行った。また、電話や窓口で個別に納付相談を実施し、返還計画の変更に応じるなど早期に対応し、長期滞納の解消に努めた。 ・新たに創設された上越市若者奨学金制度チラシを該当する奨学生(貸付中33人、返還中45人)に郵送し、制度を周知した。	○	・奨学制度の周知徹底により、応募者7人全員(予約募集2人、在学募集4人、追加募集1人)を奨学生として採用することができた。 ・滞納者には、督促や催告を定期的に行い、個別相談に応じた。 ・長期滞納者のうち、1年以上納付がない奨学生及び連帯保証人に重点的に声掛けを行い、少額ではあるが納付が確認できた。	・市の奨学金制度だけでなく、国や県の奨学金制度も併せて周知することにより、市民が自身に合った制度を選択できるようにする。 ・奨学金返還金滞納者の相談には丁寧に対応し、負担のない程度の返済額を提示することで、無理なく定期的に返済することを目標に滞納の解消に務める。 ・上越市若者奨学金返還支援助成金制度を貸与中及び返還中の奨学生に紹介し、返還の支援を行う。
プラン3 多様な学びの推進					
謙信公アカデミー推進事業	郷土の持続的発展に資する人材を育成する。	・謙信公アカデミー評議会を開催し、上越学生寮奨学金の奨学生を新たに7人採用した。(令和5年度末の奨学生:累計178人) ・奨学金の返還について、長期滞納者本人及び連帯保証人への電話、文書送付等の督促を行い、一部納付された。 ・奨学金の貸付期間について、上限がなかったことから、条例の一部改正を行い、貸付期間の上限を6年間と定めた。 ・奨学金の返還終了者の現況を把握するため、対象者77人に対して現況調査を行い、回答のあった38人に対してふるさと納税や当市のU・I・Jターンに関する情報などを提供した。	○	・奨学生に対する上越学生寮奨学金の貸付を行い、大学等への進学を支援することができた。 ・奨学金の返還について、長期滞納にならないよう納付相談や督促などの対応を行う必要がある。 ・郷土の持続的発展に資する人材を育成するという事業目的の達成に向けて、返還終了者への継続的な情報提供や人材活用の方法について検討する必要がある。	・基金の運用状況を踏まえて、適正な奨学生の審査を実施する。 ・長期滞納とならないよう納付相談や督促など行う。 ・返還終了者への継続的な情報提供や人材活用の方法について検討する。 ・上越市若者奨学金返還支援助成金制度を貸与中及び返還中の奨学生に紹介し、返還の支援を行う。

事業名	事業目的	取組状況	進捗状況	評価	今後の取組
公民館施設整備事業	利用者が安全、安心かつ快適に利用できるよう、施設整備を行う。	・金谷地区公民館新築工事設計及び地質調査を実施した。(建築実施設計、地質調査) ・新築工事の契約手続、発注を行った。(建築工事、電気設備工事、械設備工事、工事監理業務委託)	○	・令和4年度完了予定だった設計業務等が建設予定地の敷地の確定や設計に必要な条件設定に日数を要したため、予算を繰越し設計業務及び地質調査を完了した。 ・地域住民が待望する安全で快適な施設の整備に向けて新築工事を早急に発注する必要があったことから、令和5年度中に工事発注を完了した。	地域住民が待望する安全で快適な施設の整備に向けて、各工事の進捗管理を適切に行っていく。
プラン4 スポーツの振興					
指導者養成講習会と親子運動教室等の開催	幼少期からの運動習慣を形成するため、指導者養成研修会の実施及び、その指導者を活用した体力づくり教室を開催し、幼児や児童、親子の運動の機会の提供と運動習慣の定着を図る。	・適正な指導者を育成するため、指導者講習会を年2回実施した。 参加者数:計157人 ・2歳から5歳児を対象とした親子の運動教室を年3回開催した。 参加者数計:69人	○	指導者講習会や親子運動教室等を通じて、幼少期からの運動習慣の必要性について理解を深めてもらうことができた。	・適正な指導者を確保するため、関係団体と連携し指導者の育成を行う。 ・幼少期からの運動習慣の必要性を周知する取組を実施する。 ・市内公立保育園及び私立保育園・認定こども園に配布される「ほけんだより」において、運動あそびに関する記事の掲載を行う。
スポーツ振興奨励金	市民のスポーツ活動の振興を図るため、全国大会や国際大会等に出場する選手・団体に対し、奨励金を交付する	市民のスポーツ活動の振興を図るため奨励金を交付した。(310件)	○	・小中高一貫指導体制による競技力向上を目指した取組により、全国大会出場者数が増えるとともに、制度の周知を図ったことにより、申請者が増加した。 ・市外在住者において、他の自治体等からも同様の補助金を受けている場合があることを踏まえ、制度設計の見直しを図る必要がある。	市民に対し、制度の周知を図るとともに、課題の解消のため制度の見直しを行う。

事業名	事業目的	取組状況	進捗状況	評価	今後の取組
上越清里星のふるさと館管理運営費	・天体観測及び天文に関する資料の展示等を通じて科学に触れ、学ぶ機会を提供する。 ・体験学習の施設として、生涯学習の振興と青少年の健全育成に寄与する。	・天体観測やプラネタリウムの上映により、星や星座など宇宙の知識を深める機会を提供した(入館者数6,446人)。 ・県指定文化財「櫛池の隕石」の価値と貴重性について広く紹介した。 ・上越市市民プラザで開館30年記念講演会及び特別企画展を実施した。	○	・小中学校の校外学習に対応してプラネタリウム番組の上映や星空解説を行ったほか、各種講座を開催したことにより、幅広い年代層に対し天文学習の機会を提供できた。 ・上越市市民プラザにおいて「櫛池の隕石」の出張展示を行ったことにより、その価値や貴重性等をより多くの市民に広く紹介できた。	今後も継続して星や星座など宇宙の知識を深める機会を提供する必要があるため、天体観測やプラネタリウムの上映、「櫛池の隕石」など各種資料の展示等を行っていく。
スポーツ推進審議会	「上越市スポーツ推進審議会条例」に基づき、各界各層から14人を任命。多様化するスポーツニーズに対応した、市民の幅広いスポーツ・レクリエーション活動が活発に行われるよう、市のスポーツ推進策に関する調査・審議を行う。	・スポーツ推進審議会(委員14人)を年に3回開催した。 ・上越市第3次総合教育プランに基づく取組に関する審議を行った。	○	生涯スポーツや競技スポーツの推進に向けた諸課題について意見を伺うとともに、上越市第3次総合教育プランの取組や結果について、審議することにより、スポーツ活動の推進に繋げることができた。	審議会において、引き続き、スポーツの推進策に関する調査・審査を行う。
ファミリー綱引大会	市民の健康維持や体力づくりに対する意識を醸成するとともに、地域の協調と融和を図る。	令和5年10月15日に、4年ぶりとなるファミリー綱引大会を開催した。 (参加団体:25チーム)	○	市民の健康維持と体力増進に寄与することができた。 新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したが、感染や体力の心配などから編成ができないチームが多数あったため、参加チーム数が目標(40チーム)に届かなかった。 チーム数を増やし、多くの市民の方々から参加してもらう取組をする必要がある。	全市的なイベントとして開催するため、スポーツ推進委員と連携し、開催時期や募集手法等を検討するほか、参加チーム確保のため、過去の参加チームや各町内会に年度当初から参加の呼び掛けを行う。

事業名	事業目的	取組状況	進捗状況	評価	今後の取組
プラン5 文化活動の振興					
施設の維持管理 (高田城三重櫓)	高田城及び高田地区周辺を象徴する施設として、高田城や城下町の歴史や文化を観光客や市民に対し周知する。	・高田城三重櫓の維持管理を行い、市民や観光客に対して高田城や城下町の歴史・文化を紹介した。 ・2館共通券を販売した。 (高田城三重櫓での販売分 R4:3,742枚、R5:3,797枚) ・5館共通券を販売した。 (高田城三重櫓での販売分 R4:159枚、R5:244枚)	○	・令和5年度は新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行により、入館者数の回復が見込まれた。しかし、利用者の増加が見込まれた観桜会期間までは新型コロナウイルス感染症の5類移行前であったため、コロナ禍以前への回復と言えるような入館者増にはつながらなかったものの、共通券の販売数は堅調であった。 ・令和5年度に高田城三重櫓で販売した2館共通券販売数は、入館者全体の14%に当たり、5館共通券は1%となる。いずれの共通券も高田城三重櫓以外の施設の入館者増と、地域の歴史・文化の市民や観光客への周知に貢献している。	・城郭ブームが続いており、高田城址公園を訪れる国内外の来客数は回復が見込まれる。高田城址公園のシンボルである高田城三重櫓と歴史博物館、そして美術館を含めた各共通券の販売を継続し、学習・観光の選択肢を提供することで、利用者のニーズに対応し、多くの市民が歴史・文化に触れる機会を提供する。
プラン6					
小中学生学習会	学習会を通して、学力の向上や仲間づくりを図る。	社会同和教育活動事業を推進するため、学力の向上と仲間づくりを目的とした小中学生学習会を46回開催し、延べ279人が参加した。	○	社会同和教育活動事業を推進するため、学力の向上と仲間づくりを目的とした小中学生学習会を開催したが、児童生徒が安心して学習できる環境整備につながった。	対象児童生徒の学力の向上や仲間づくりを目的とした学習会を今後も継続して開催する必要がある。